



監事の監査報告書

平成24年5月23日

学校法人 樟蔭学園
理事会 御中

学校法人 樟蔭学園

監事 藤原 準二 ⑩
(常勤)

監事 柿本 善也 ⑩

私達監事は、学校法人樟蔭学園の平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における業務及び財産の状況について、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条に基づいて監査を行いました。その結果について以下の通り報告致します。

1. 監査の方法

法人の業務の監査については、理事会・評議員会その他重要な会議に出席したほか、日ごろから決済文書等の重要書類を閲覧し、その内容について必要に応じて理事者及び各部門の責任者等に対して聴取を行い、業務の決定及びその執行が法令や寄附行為等を遵守して適切に行われているかについて重点的に監査を行いました。

法人の財産の状況についての監査については、主に会計帳簿の閲覧を中心とし、必要に応じて証憑書類の閲覧及び会計担当者に対する聴取を行いました。また、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表・借入金明細表・基本金明細表を含む）の計算書類について検討を加えました。

また、本法人の監査を独立して行う第三者監査法人の定期的な監査に立ち会い、情報の交換を行うなど緊密な連携をとり、会計監査についての報告及び説明を受けました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人樟蔭学園の業務に関する決定及びその執行は適切であると認めます。
- (2) 学校法人樟蔭学園の計算書類は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示していることを認めます。
- (3) 本法人の業務もしくは財産の状況については、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はなく適正なものと認めます。

以上